慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	石城志考
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.4 (1921. 4) ,p.569(101)- 576(108)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210401-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學部教授 加田哲二先生著

新刊

經濟價値論

四六判四百頁
定價金貳圓五十錢
送料十二錢

前篇價値學說史概觀においては先づプラトー・アリストテレースの價値學說に筆を起し中世紀の諸思想家の思想を研究し近世に至るに從つて、益々研究の筆を精細にす。

殊にスミス、リカルドオ、マルクス並にオーストリア學派の價値論に至つては著者の最も得意とする所なり。後篇主觀的價値論においては現代經濟價値論の精隨たるスマアトの價値論を全譯したり。文辭の明晰引用の該博譯文の正確とは本書において初めて見らるべし。敢て御一讀を乞ふ。

發行所 東京市芝區三田二丁目一番地
國文堂書店
電話高輪一三七
振替口座東京四六九四九

雜錄

石城志考

阿部秀助

最近、筑紫史談會によつて刊行せられつゝある石城志十二卷は今を去る百五十餘年前、筑前博多の醫師津田元顧同元貫父子によつてなされたもので、之れが編纂の動機と性質とに就きては本書の卷頭に石城府(博多)淡窩散人(元顧)の言として「予はじめ、此書を撰するに志なかりしかば、博多の事實曾て見聞せしも、多くは遺忘して引據博からず、且固より淺劣庸愚の才なれば、かゝるわざをなして世人の嘲を求め侍るべきに非ず、然るに一日原田安信(博多年行司)予に語て曰、博多は古へより名勝の地にて故事古蹟も他邦にすぐれたりといへども、續風土紀の外徵とすべきものもなければ、今猶里老の傳語並に古記古文等の僅に存せるも終には放散泯沒して識事なきに至らん、豈可嘆の甚しきものに非ずや、希くば足下是を輯錄し、十一を千百に存せば、なを將來に稗補あるべし、熟是を斗れよと、ありしに、答て曰、吾予が言、甚善とはいへども、我が管見蠡測其器に當らず、よろしく他人に議すべしと、かたく是を辭し侍りけれども、强ちに請て止ざれば、いなみがたくて孟浪杜選の笑をかへりみずして是を諾しぬ」又た曰く「予素より世務に汲々として東西に奔走し侍れば、筆硯に親しむの餘力を得ず、於是、前にしるせる古書、古記等を探索して元貫にあたへ、且幼より見もし聞もせる事のあらましを口授し渠をして編錄せしむ、猶又、事の辨じ難く

疑ふべきものは古老の輩に對し、周く爰に詢ひ謀り、舛（アヤマリ）を正し、僞を改め、五六年を經て漸く編を成せり、鑿めて十二卷とし七門に分て披覽に便ならしむ、尖、校書は風葉塵埃の如し隨て掃へば隨て生ずといへり、然るに元貫も亦、わづかに賤務の閑を偸みて筆を採ぬれば、易簡を專にして、しば〳〵稿を易る事をなさず、いかでかあやまりなきことを得んや、もしいにしへに博き人、是を删正する事あらば予が幸甚からん」とあり、而して編者の謙讓なる言あるに不拘、本書は單に過去に於て公にせられた博多地志中の白眉たるのみならず、同時に我邦の企業史研究上、三井高房の町人考見錄と共に最も有力なる史料なりと信ずるものである。

二

戰國時代より德川時代にかけての博多に一種の資本家閥の存してゐたことは、小早川隆景が神屋宗湛に與へた書狀即ち次の文句の中に「就博多家作の義、先度も申下候、少々可相調所要候、幸宗室下の義候間、彌申含候、可有談合候分限の者共悉瓦可仕候、其下の者板屋竹瓦に限九月迄可相調段堅可被申付候、彌相心得候は旁親類の者始法度に可申付候、宗室事は彌調隙入候其方肝煎專一に候、委細宗室可申候恐々謹言」髣髴として其一端を現せるが如く、殊に此書狀の宛名である神屋宗湛の Bourgeois 氣分は彼れが當時の諸侯に對する饗應振の中に窺ふを得可く、即ち彼が家に駕をとゞめし人々には大和大納言秀長、備前中納言秀秋、越後宰相景勝、立花左近將監統虎、同民部少輔統益、加藤主計頭清正、毛利次部大輔秀包、淺野彈正長政、小西攝津守行長、前田利家、石田治部少輔三成、大谷刑部少輔等殆んど枚擧に遑あらずで、德川家康は天正二十年三月十五日の夜に彼れが宅を訪ひ、殊に文祿元年十月晦日の朝、秀吉が博多西町の宗湛が家に駕を枉げし際の如きは「本膳五百人餘、其外汁かけ食數をしらず」との豪奢振りを示してゐるのである、而して彼れをして斯くの如き豪奢振りを示すを得せしめた基礎は單に彼自身の企業よりも寧ろ彼れの祖父壽貞に負ふ處大なるの感がある、石城志土產部金石類博多銀の條下に「博多銀一名ゆづり葉銀とも云ひ、福岡西町槌屋藤右衛門が家に傳來せり、重さ二十九匁、厚さ一分ばかり、裏は石目にして書判あり、按に神屋壽貞もろこしより歸朝して銀座をはじめし時、此銀も出來けしなるべし、又、極印に祿二とあるは年號の文字なるべし、頭字なく、いつの頃とも分明ならずといへども、壽貞が年譜を以て考ふれば、享祿二年なるべきにや、中山與右衛門といふは銀座の名なるべし、又は奉行などの印ならんか、神屋壽貞は博多の產也、其頃いまだ日本にて金銅吹分る事をしらずして、多くの銅を明朝へ渡し吹分させけるを壽貞思ひけるは我邦の重寶を異國に渡す事、なげかはしきわざ也とて、妻子を捨大明に入、數十年が間留まりけるに、いかゞしたりけん一郡のあるじとなり、思ひのまゝ金銀の吹やう及び錫鉛より銀を取事など傳へ得て歸朝し、諸國に金山を起せり、故に今に至るまで、最初山入の時は必ず壽貞祭りといふ事をなすといへり、又、石見國、其の外のかな山にも壽貞明神と崇祀るとかや、又、近年石見國かな山の者來りて博多に神屋壽貞といひし人の子孫有やと問、同處に波底寺といふ眞宗の寺あり、是を再造せんとて棟札をおろし見るに筑前博多住神屋壽貞建立と有るよし語れり、壽貞は則宗湛が祖父也」とあり、要するに論者は當時に於ける神屋家の資產を以て鑛山業に負ふ處甚大なりと云はんとする

ものである、次ぎに神屋家と併び稱せられた嶋井家の宗室が一面温厚篤實の君子人であつたと共に他面威武にも屈せざる底の人物であつたことは前者に就きては彼れが其子德左衛門に與へた十七箇條の遺書が極めて平易な言葉で專ら儉約を守り、生業を怠らず、父母、兄弟に孝悌を盡し親族朋友に恭敬を以てせよと懇切に說た點から瞪明し得ると共に（嶋井宗室の遺言狀は現在、島井安嬉氏の所藏である）又た黑田長政が祿百五十石を彼れに與へんとした時に堅く辭しからけざりしが如き、或は崇福寺瑞雲菴及聖福寺塔頭慮白院を建立せしが如きあり、更に威武に屈しなかつた點に就きては博多記に「秀吉公大阪の城より宗室を召玉ふ、宗室夜を日に繼で上りけるに、大阪川口に石田治部少輔出迎ひ、此度其方めさせられしは、近ごろ朝鮮征伐の儘あり、其方數度渡海せし事なれば地理等の專委しく御尋あるべきが爲也、箇樣〳〵申上べしと示し合せ置きぬ、かくて秀吉公にまみへけるに我一たび朝鮮を征して武威を異國に輝かさんと欲す、汝、存知の趣逐一申上べしとの仰也、宗室謹みて申上げるは、夫、朝鮮は北の地韃靼に堺ひ、南の方鴨綠江に隣りて要害堅固に武備嚴重なる國なり、容易く御退治あるべからず、御征伐の事怖れ思ひ奉るの由答へければ秀吉公我一旦思ひ立てば唐土四百餘州なりとも攻亡さん事方寸にあり商人等の知るべき事にあらずとて不興氣に奥へ入せ玉ひぬ、是れよりして宗室御前を遠ざかりけり」と、而して島井家が天正十五年博多町經營の際、濱口町上にて表口十三間半、入三十間の屋宅を秀吉より受け且つ長く丁役を免せられし點より見れば當時既に有力なる資產家として存せしものにして、只だ其の資產が果して加何なる要素によりて構成せられしやは勿論明かならざるも、同家に關した宗麟（大友）文書の中にある浦々津々諸役免除の特權や、諸侯に對する貸借關係が土地よりの收入を齎らしたこと例者同家に傳へられた文書即ち筑前糸島郡深江城主草野中務大輔鎭永から甲斐藤圓配分の內三町吉井村三町の地を讓受けた如き、殊に島井家の資產を增殖せしめたものは對外的企業即ち當時に於ける拋銀の商行爲であつたと思ふ、之れは同家に支那、和蘭葡萄牙人に關する證文の存せしことによつて之れを知り得るのである、次ぎに島井家と同じく拋銀の事業に從事したものは末次宗得で殊に彼れの弟である末次平藏が長崎の代官であつたことは少からず其事業上に便利を得たことと思ふ、現に彼れは長崎課物商として博多九人の一人である、更に以上と同一の事業を營しものは伊藤小左衛門である、石城志に「伊藤小左衛門、出自詳かならず、はじめ、裏粕屋郡青柳村に住せり、後、博多に移住し、末次宗伯の女を娶て後の小左衛門を生ず、慶安二年三月病死せり、法名無句宗藤と號す、嫡子小左衛門いまだ部屋住なりし頃上京し、公家方へ賄賂を以て伊藤判官を受領せりと云、濱口町西側に宅地を求めて、かたの如く家居を結構せり、國君よりも大賀と共に長崎の御用を命じ給ふ、又拋銀課物の商をせしかば豪家の名をふるひ、津中にても常に駕に乘つて徘徊しければ博多の者といへども其面體見知れる人稀なり」而して此嫡子小左衛門の末路に就きては長崎記に「筑前の富商伊藤小左衛門長崎五島町に住す、豪富無比寛文七年私販に坐して罪に處せられ、出す處の小判伊藤小判金と云、重さ四匁一分」とあるが如く彼れは密かに兵器を朝鮮方面に輸出せんとせし故を以て寛文七年十一月二十九日長崎馬込の邊、西坂で磔罪に處

せられたのである。

三

武士が町人と化したことは、我邦の企業史上、其例證は決して少くない、試みに町人考見錄に就きて見るに石河自安の條下に「其先祖は尾州犬山の城主にて有しが、關ヶ原御陣の頃か、如何のわけにや金銀財寶等を自畫に持運びて京都に立退き浪人致候由、然るに此石河が門葉多其內自安總領家のよしにて專榮耀に暮す所に、七八十年已前薩州細川などをはじめ其外西國の御大名方多く借銀の斷有之に付、彼石河も大名借にて渡世致故其節身上潰れ申候、今京都町の內銘物の道具多は石河が所持なり、古瀨戸の鑓のさやの茶入、高麗筒の花生、杵のおれの花生、わり高臺の茶碗其外繪讃墨跡等の類多くは彼もの、所持なりと承り傳へ候、終に大分の身上大名借にて潰れ候て後は其日も暮しかね候樣に成行

申候其節門葉ことごとく跡方なく成果申候、此石河は歷々の武家にて御旗本のうち其外尾州などにも同姓多有之人々能存候處なり」とあるが如く、斯くの如き例證は博多の企業家中にも之を見出し得たのである、即ち武士階級を脫して商家となつたものに博多年寄十六人の一人である、原道徹がある、彼れは職前朝倉郡寶珠山左近將監隆信の次子で、其兄の原伊豫は天正年中豐前に移つて香春の城主となり、後ち秀吉の旗下に屬するに至つたのである、同じく年行司の一人であつた上原紹意は糸島郡高祖の城主原田家の家臣上原和泉守の末で、其子伊右衛門、其子甚兵衛の際には藥舖及酒肆を業としたのである、更に大賀家に就きては石城志に「系譜略曰、日向國祖母嶽の大蛇、人に化して堀川大納言の息女に通ず（此時大納言豐後國に、謫居也）一男子を生せり、是を大神惟基と云ふ、世々相續で

豐後國司緒方三郎惟榮に至る、時に壽永の亂に平家悉く鎭西に逃亡す、惟榮源氏に屬して平氏を追討す、後義經の逆意に與せしによりて賴朝卿怒て豐後を沒收し、上野國沼田に配せらる、其後惟榮が罪を宥免せられて再び豐後國佐伯郡を賜りて子孫繩々たりしが、大友義鑑の時、長臣となりて栂牟禮の城に居す、然るに故有て大友家の爲めに自害せり、是れによりて栂牟禮城を其伯父惟常に賜ふ、然るに惟常の兄の惟信との間に爭を生じ、相共に出奔し、惟信は大神と稱す、其子甚四郎信好幼にして父を失ひ、家產空じくなりければ、士を捨て商となれり、後ち剃髮して道九と號す、或時大明の異人に逢しに大神を改めて大賀の文字を作さば後來必ず景福あらしめんといひしが果して其應あり、慶長元和の間道九厦阿嫣港等の地へ往て互市をなしければ終に不訾の財を積むに至れり」とあるが、

又た一說には大賀家の祖先大神大學は其初め大友義統の小扈從であつたが、義統蟄居後浪人となつて中津町に居住し且つ剃髮して宗九と名のり如水長政と懇意であつた結果長政入國と共に同じく來つて博多呉服町に住し商人となるに至つたのであると、尙ほ之れと同じきは年行司の一人で博多市小路町下東側に宅地を受け且つ丁役を免せられた吉田善三郎で彼れの祖先は播州摩耶城主佐用中務で、其後摩耶落城後は小寺家に仕へた結果如水と共に中津に下り轉じて博多の町人と化するに至つたのである。

四

更に地主として其富を集積せしものと思はるゝは一時博多の惣司として公稅等の可否も掌つてゐた德永宗也で、彼れは博多の附近の地たる吉塚と長者原との間に宗也田と稱せらるゝ新田を開くに至つたのである、年行司の一人であつ

た太田清左衛門は蔦屋釜師の末葉で、云はば手工業者の階級から發生して可なりの富を積蓄したものである。

佛國鐵道の近狀

增井幸雄

佛蘭西の鐵道の延長は目下約二萬六千五百哩に達し之が七個の鐵道系統に分たれて居る。その中「巴里・オルレアン」「巴里・里昂・地中海」「北部」「東部」「南部」の五鐵道は政府の利子保證の下に特許されたる私設會社によりて經營されて居るが、此の利子保證は千九百五十年末乃至千九百六十年末の間に滿期となり、同時に特許條件の規定によつて鐵道は國有に歸する筈である。殘る二つの鐵道は千八百七十八年の創設に係り千九百八年西部鐵道買收によつて擴大され目下延長六千哩を算する「國有鐵道」と、戰後政府の經營することゝなつた「アルサス・ロレーヌ」鐵道とである。

戰爭の鐵道財政に及ぼせる影響。戰爭によつて佛蘭西の鐵道は非常な難境に置かれることになつた。開戰當初には鐵道の財政狀態は左程不良なものではなかつた、尤も國有鐵道は多大の欠損を生じて居つたけれども私有の諸鐵道は平均して幾分の純益を生んで居つた。然るに開戰後諸鐵道の營業費は收入に比して莫大の增加を來したのでありて、千九百十九年度に於ける營業費總額は四億六千百九十萬二千法に達し戰前の千九百十三年度に比し正に二十二割五分の增加を示して居る。此の費用增加の一部は勞銀の騰貴にも因るが、主たる原因は石炭の騰貴に存する。鐵道用炭としては內國炭よりも遙かに多くの輸入炭を消費して居るが、後者の騰貴の爲めに石炭費のみでも十倍に膨脹して居る。一方收入の側を見るに、千九百十八年の始めに貨客運賃各二割五分を引上げ、千九百二十年の始めに旅客運賃七割及び八割、貨物運賃十四割を引上げたにも拘らず、同一年度の收入總額は三億二百萬法を算し僅かに八割九分の增加を來したに過ぎない。從つて收支系數（收入百に對する支出の割合）は千九百十三年に平均五十七であつたものが千九百十九年には百三に上つた、千九百二十年度の分は百二十五位に上るものと豫想されて居る。斯く營業の損失の增加したのみならず固定費の負担も同時に著しき增加を來して居る。會社の財政が難境に陷つたのも怪しむに足りない。「巴里・里昂・地中海」「東部」「北部」の三鐵道は千九百十三年にはそれ〴〵八百萬法、七百三十萬法、及び七百萬法の純益を擧げて居つたが、是等の有利な鐵道すら千九百十四年以來欠損を示すに至つたのであつて、同年以後の諸鐵道の欠損總額は

千九百十四年には	六千三百萬法
千九百十五年には	三億六千五百萬法
千九百十六年には	三億四千四百萬法
千九百十七年には	五億三百萬法
千九百十八年には	十二億法
千九百十九年には	二十五億法

に累加した。此の欠損は收支計算の上に現はれたるもののみに就てゞあるが、猶ほ此外に形に見えぬ損失が少くなかつた。即ち元來鐵道は常に相當の維持費の支出をなすべきであるが、收入減少の折柄此の支出を一部延期することによつて僅かに支出總額を制限したのであつて、若し此の支出を平常通り行つたとすれば欠損額は右に揭げたる數字よりも餘程增加すべかりし筈である。何れにしても斯る多大の欠損を來したる鐵道は到底それ自らの力で利益配當を行ふの